

財 關 第 1 2 1 3 号
令 和 6 年 12 月 9 日

各 稅 關 長 殿
沖縄地区税関長 殿

關税局長 高村 泰夫

關税法基本通達等の一部改正について

關税法基本通達（昭和47年3月1日蔵關第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和6年12月10日から実施することとしたので、了知の上、貴關職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第1 關税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる
ように改める。

第2 稅關様式関係通達（昭和47年3月1日蔵關第107号）の一部を次のように
改正する。

次に掲げる様式をこれに対応する別紙2のように改める。

稅關様式C第3000号

稅關様式C第5250号